（独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第七（第三十条の三十関係）	**別表第七**（第三十条の三十関係）
項	項
（略）	（略）
式	式
（略）	（略）
備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 A_1～F　（略） G　当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。以下このGにおいて同じ。）における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数 H～X_2　（略）	備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 A_1～F　（略） G　当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。以下このGにおいて同じ。）における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数 H～X_2　（略）
附　則	**附　則**
（再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者） **第四条**　令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号（第一号及び第八号を除く。）に掲げる者、同条第十二項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する	（再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者） **第四条**　令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号（第一号及び第八号を除く。）に掲げる者、同条第七項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する

改正後	改正前
C$_2$　当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数	C$_2$　当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数
D$_1$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数	D$_1$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数
D$_2$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数	D$_2$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数
E　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一　高度急性期機能　0.79 二　急性期機能　0.84 三　包括期機能　0.89 四　慢性期機能　0.925	E　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一　高度急性期機能　0.75 二　急性期機能　0.78 三　回復期機能　0.9 四　慢性期機能　0.92